

亀山公園（ますみ児童園）遊具等更新工事に関する
要求水準書

1 要求水準書の意義

本要求水準書は、亀山公園（ますみ児童園）遊具等更新工事に係る公募型プロポーザルの参加事業者を求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

公募型プロポーザル参加者は、本要求水準書に明記されている事項（以下「要求水準」という。）を満たした上で、本件事業に関する提案を行うことができる。

2 工事の概要

(1) 工事名 亀山公園（ますみ児童園）遊具等更新工事

(2) 工事箇所 亀山市 本丸町 地内

(3) 遊具施設の工事エリア：ますみ児童園

(4) 工事概要

遊具広場内の既設複合遊具等を撤去・更新する

ア 遊具等設置に伴う測量・設計 一式

イ 遊具等の製作設置工事（土工・基礎工事含む） 一式

ウ 既設遊具等撤去工事（単体遊具・山型遊具等） 一式

エ 遊具設置に伴う安全施設設置工事（安全マット、安全柵、注意看板等） 一式

※下記契約上限金額の範囲内で、遊具の追加等、実施可能な事項があれば積極的な提案を求める。

(5) 契約上限金額 30,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(6) 工期 契約締結日から令和9年3月19日まで

(7) 公園の概要及び現状

亀山公園は、県下で唯一現存する城郭建造物として県史跡に指定されている多門櫓がある亀山城跡を中心として整備され、多様なニーズに対応できる施設を兼ね備えた総合公園として整備された。数々の景勝をおりなす石垣や池などがあり樹木も多いことから子どもから高齢者まで気軽に楽しみ、ひと時の安らぎを感じられる公園として、市民に利用されている。

ますみ児童園は、西小学校運動場跡地に開設され、昭和42年より児童公園として利用されている。

3 提案を求める遊具等

<必須事項>

- (1) 山型遊具（築山） 1基以上
※地域に長く親しまれてきた「石の山」の意匠を継承した新設遊具とすること。素材は、安全基準に適合するものとする。
※完全再現を求めるものではなく、現在の雰囲気を保つ提案であれば要件を満たすものとする。築山は土を盛る自然素材を基本とし、山の内部にトンネル状の通路を設けることが望ましい（トンネル遊具の集約）。
- (2) 3連うんてい 1基以上
※段階的に挑戦できるよう、難易度の異なる構成とすること。
- (3) 幼児用遊具
※（1）複合遊具の要素として兼ねることも可能とする。
- (4) 遊具設置に伴う案内看板、安全施設
- (5) ベンチ
- (6) 空間デザインの提案（パース図）
※遊具広場全体の空間デザインをパース図により提出すること。工事対象外・事業費に含まない。
※進入路へのスロープ設置、高齢化した桜の植替え、周辺樹木との関係を含めた提案が望ましい。

<提案可能事項>

- (1) ベンチ、東屋等の休憩施設
- (2) その他、遊具を利用するために必要となる施設
- (3) ユニバーサルデザイン・インクルーシブ機能の追加等

4 要求水準

- (1) 子どもたちの好奇心を刺激し、楽しく遊べるような魅力あるものとする。
- (2) 思わず遊具をめぐりたくなるような施設配置を工夫すること。
- (3) 楽しく体を動かす時間を提供できる遊具とすること。
- (4) 遊具の対象年齢は原則12歳までとする。
- (5) 幼児用遊具の対象年齢は3歳～6歳とすること。
- (6) 配置する遊具の動線や利用者の安全に配慮し、必要な措置を図ること。なお、公園に隣接する二之丸帯曲輪への動線にも十分配慮すること。
- (7) 保護者等が子どもの状況を把握できるよう視認性を考慮すること。
- (8) 各遊具のわかりやすい位置に、遊具の対象年齢を示すシールを貼付すること。
- (9) 遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などを記載した案内看板、安全マット、安全柵

等を適切に配置すること。

- (10) 提案遊具の形状等を考慮し、安全な利用を確保するために、クッション性のあるシート状材等の敷設を検討すること。
- (11) 遊具等の材質は、腐食しにくく、耐久性に優れていること。
- (12) 遊具等の塗装は、耐久性に優れているだけでなく、汎用性のあるものを使用すること。
- (13) 遊具等は、維持管理がしやすいよう、部材ごとの交換や修繕が容易な構造・材質とすること。また、交換部品の調達が容易であること。
- (14) 遊具の基準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月国土交通省）、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（平成26年6月国土交通省）又は「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」（一般社団法人日本公園施設業協会）に準拠すること。
- (15) 公園施設団体賠償責任保険の対象となる製品とすること。又は、公園施設団体賠償責任保険と同等以上の保険の対象となる製品とすること。
- (16) 炎天下での公園利用時の暑さ対策・熱中症対策等、公園利用者に対し配慮した材質・構造・配置とすること。
- (17) 遊具等は、周辺の風景と調和がとれた配色・デザインとすること。過度にカラフルな配色は避けつつも、アクセントカラーを適切に用いることで単調にならないよう工夫すること。画一的・人工的な意匠は避け、周辺の自然環境や歴史的景観と馴染むデザインを選定すること。また、多門櫓石垣上および亀山神社参道からの視点場を阻害しないよう、園路・設備・建築物の高さ・配置・色合い等に配慮すること。
- (18) 広場内既設遊具等について、全撤去を基本とする。
- (19) 遊具等の提案にあたっては、亀山公園（ますみ児童園）の遊具更新に伴うアンケート調査結果等を参考とし、住民の意見を十分に反映させたものとする。
- (20) 広場内の樹木について、可能な限り伐採を行わず、剪定等とすること。遊具の安全領域を侵す高さのものや根切りが必要となり、今後の維持管理上危険となるおそれがあるものについては、伐採すること。なお、樹木の状態については別添の樹木医診断報告書を参照し、その結果を踏まえた提案とすること。
- (21) 遊具改修等により、上水道及び排水管等の移設が必要な場合は、安全上支障の無い位置に移設すること。

4 施工条件

(1) 施工時間帯

原則として作業時間は8時30分～17時00分とし、土・日曜日及び祝日は休工とする。（管理者が認める場合はこの限りでない。）

「亀山市土日完全週休2日制工事（発注者指定型）特記仕様書」に基づき、工期設定やそれに関わる経費などを予め見積りに含めるなどすること。

- (2) 共通仕様
三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月版（最新改定：令和7年7月））及び国土交通省公園緑地工事共通仕様書（令和7年5月改定）に準じて施工すること。
- (3) 建設副産物
現場から発生する建設副産物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）及び産業廃棄物処理法を遵守し、適正に処分すること。
- (4) 安全管理
亀山公園（ますみ児童園）内で、施工に必要な範囲において立入禁止措置を講じて作業することとし、来園者の安全管理を徹底すること。
- (5) 提出書類
三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月版（最新改定：令和7年7月））に準じて提出すること。
- (6) 施工上支障となる物件等
遊具及び安全領域の支障となる位置に地下埋設物等があった場合は、移設等の必要な措置を講じて対応すること。また、施工の際は本市と施工方法を協議の上実施すること。
施工に支障となる物件の移設及び樹木剪定等の費用についても提案金額に含むこと。

5 本工事の留意事項

- (1) 本工事は、本書に基づいて実施すること。
- (2) 工事の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 工事の実施に当たり、本市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもと進めること。
- (4) 工事の実施にあたり、工事にかかる最新の事例、情報を収集し、工事への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- (5) 工事の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 工事の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (7) 本工事の全部又は主要な部分（遊具製作等）を一括して、第三者に再委託してはならない。
- (8) 本工事の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (9) 既存遊具の撤去前、撤去後において、安全管理を徹底すること。なお、既存遊具に起

因する事故等が生じた場合は、受託者にて対応すること。

(10) 本書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

(11) 提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることがある。

6 市提供資料

(1) 位置図 (資料1)

(2) 平面図 (資料2)

(3) 亀山公園 (ますみ児童園) の遊具更新に伴うアンケート調査結果 (資料3)

(4) ますみ児童園の樹木診断報告書 (資料4)

※その他必要となる書類等がある場合には、担当部署へ申し出ること。